☆☆☆貸付協定例

（目的）

第１　○○○〔特定都市農地貸付けにより市民農園を開設する者〕（以下「開設者」という。）、△△△〔当該市民農園の所在地を所管する市町村〕及び□□□〔農地の所有者〕（以下「所有者」という。）は、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域）

第２　この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第３　開設者は、特定都市農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

２　開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定都市農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

３　開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

４　開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、△△△は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第４　開設者は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

２　開設者は、地域において行う航空防除、共同防除等の病害虫の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。

３　開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

４　△△△は、開設者から１から３に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

（特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項）

第５　開設者は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条により準用する特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するとき（別途締結する賃貸契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。）には、市民農園の用地を原状に回復し、農地の所有者に返還するものとする。

２　△△△は、開設者が前項の規定による原状回復を行わないときには、開設者に替わって原状回復を行うものとし、その費用は開設者が負担するものとする。

　　なお、農地の所有者が原状回復を求めないときにはこの限りでない。

３　開設者は、特定都市農地貸付けを廃止する場合には、○ヶ月間の予告期間をおいて行うものとする。

４　開設者は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条により準用する特定農地貸付法第３条第４項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うものとする。

５　△△△は、第４項の他の市民農園のあっせんが円滑に行われるよう、開設者に対し必要な助言その他の支援を行うものとする。

　　（（注）下線部分について、市民農園整備促進法に基づいて開設する場合にあっては「市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消しがあったとき」とする。）

（開設者が△△△及び所有者に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項）

第６　開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、△△△及び所有者に定期的に報告しなければならない。

（実施調査等）

第７　△△△及び所有者は協力して、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞取り等による調査を行うものとする。

（協定に違反した場合の措置）

第８　所有者は、開設者が第３の２及び３、第４の１から３に違反したと認めたときには、開設者と締結する賃貸借（使用貸借）契約を解除するものとする。

２　前項に基づき賃貸借（使用貸借）契約が解除されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、所有者に返還するものとする。なお、この場合、本協定第５の３から５までを準用するものとする。

（開設者が特定貸付農地を適切に利用していない場合の協定の廃止）

第９　△△△は、開設者が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合には、本協定を廃止するものとする。

２　前項に基づき本協定が廃止されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、所有者に返還するものとする。なお、この場合、本協定第５の３から５までを準用するものとする。

　この協定の証として、本書○通作成し、開設者、△△△及び所有者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和○○年○○月○○日

○○○　　　　　　住所　○○○市○○○丁目○○○番地

○○○　印

△△△　　　　　　住所　○○○市○○○丁目○○○番地

○○市長 ○○○　印

□□□　　　　　 住所　○○○市○○○丁目○○○番地

○○○　印

別表

土 地 の 一 覧 表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 土地の所在 | 地目 | 利用状況 | 面積(m2) |
|  |  |  |  |  |